

報告事項 1

令和 6 年度 事業計画書

一般社団法人東京都計量協会

1. 方針

1月1日の能登半島で起きた大地震により多くの方が犠牲、行方不明となり、また家屋の倒壊も多数にのぼるなど甚大な被害が出ている。被災された皆様にこころよりお見舞い申し上げるとともに、お亡くなりになられた方に謹んでお悔やみを申し上げます。

さて昨年は、ロシア・ウクライナ戦争を要因としたエネルギー価格の上昇により、全てのモノが高騰し、さらには若手人材の採用難、電子部材の不足等が足かせとなり、先行き不透明な産業界ではあったが、その一方で、コロナ感染症の制限が撤廃され、冷え込んでいた消費が上向くなど緩やかではあるが景気回復の兆しが見えてきた1年であった。

一方、世界に目を向けると、ウクライナ・ロシア戦争の解決の目途は立たず、さらにイスラエルとハマスの軍事衝突、北朝鮮問題、中国経済の行方、米国の大統領選挙と、我々には手の届かないところでの不安要素が目白押しとなっている。

そうしたなかにあって、一般社団法人 東京都計量協会の責務である地域社会の公正、安全の確保に係る計量管理システムの構築と持続的維持管理の重要性は変わることはない。会員の事業の安定的な発展を目指すとともに、地域社会の計量の安全確保を確実なものとするため地道な活動を継続していくことが重要である。

計量法関連では4月1日から「自動捕捉式はかり」について、新たに使用するものの検定が開始される。協会としては新しい制度に対応した組織づくりと適切な情報提供を行うこととする。また、小学生を対象とした「出前計量教室」の実施、11月1日の「都民計量のひろば」の開催、生産・流通事業者を対象とした計量管理主任者養成講習会をはじめとする講演会、講習会の開催等々の事業を引き続き積極的に取り組んでいくこととする。また、数年前からお茶の水女子大学附属小学校、東京都計量検定所と共同で検討を進めてきた「ジュニア計量学校」事業について、今年度はいよいよ実施できる見込みである。出前計量教室と併せ、子供達の計量に係る豊かな感性を養い、理解を深める場作りとしたい。

さらに東京都から指定検査機関として年間5万台の質量計の定期検査、45,000台のタクシーメーターの検定補助業務を受託してきているが、令和6年度も引き続きこれを実施する。

GX や DX、あるいはイノベーションは今後の経済・社会構造を大きく転換する要素を持っている。これらの推進に計量計測の果たす役割は極めて重要であり、新たな市場創出が期待される機会でもある。会員の事業への積極的な参加を通じ充実した協会活動を展開し、新しい取り組みにも果敢に挑戦し「都民の計量の安心・安全」の確保、計量計測業界の発展に邁進していくこととする。

2. 事業

2-1. 計量思想の普及、啓発事業の実施

- (1) 広報誌「とうきょうの計量」(計量新報に年6回掲載)の発行、ホームページの充実等を通じて、会員、都民及び計量関係者に幅広い計量情報を提供する。また、研修会の開催などを通じた教育活動を実施する。
- (2) 東京都計量検定所、東京計量士会等と共同で実施している「出前計量教室」を積極的に開催し、小学校における計量関係の学習を支援する。
- (3) 東京都計量検定所、お茶の水女子大学附属小学校と共同し、小学校第3学年を対象に「重さ」についての授業「ジュニア計量学校」を開催し、子供たちの計量を学ぶための活動を支援する。

2-2. 計量記念日事業の実施

- (1) 11月1日の計量記念日に東京都生活文化スポーツ局、関係機関・団体と共に新宿駅西口広場で「都民計量のひろば2024」を開催し、都民への広範な計量思想の普及啓発に努める。
- (2) 11月の計量協調月間に「計量記念日のつどい」を開催して記念日の意義高揚を図る。
- (3) 11月の計量管理強調月間に計量管理の重要性を訴えるため、計量知識の普及、啓発、品質の改善、生産効率の増進、合理化等計量管理の推進に向けた「標語」の募集を行い、優秀作品を「計量記念日のつどい」で表彰する。

2-3. 指定定期検査機関等の業務の実施

- (1) 東京都指定定期検査機関として、都内の2tonを超える大型はかり、250kg～2ton以内の中型はかり、検査台数の3分の2を占める小型はかりの定期検査業務を実施し適正計量の確保に資する。
- (2) 東京都指定証明検査機関として計量証明検査を行い、適正計量の確保に資する。
- (3) 中核市に指定されている八王子市の指定定期検査機関として、同市内のはかりの定期検査業務を実施し適正計量を推進する。
- (4) 分銅についてJIS B 7609(分銅)に基づく適正な管理を徹底し、清浄な状態に保つ取扱い、保管方法に定められた手順に従い管理を実施するとともに、年2回の確認、検査等を行う。また、管理状況を写真で記録するなどして、使用状況を含む経年変化を観察し、台帳とともに管理する。
- (5) 指定定期検査等に係る関係法令及び引用JISに基づき業務を実施するとともに、検査技術の向上を図るため、役職員を対象とした技術基準に係る教育訓練を年2回以上実施する。

2-4. 適正計量推進事業の実施

- (1) 計量器ユーザーの依頼による計量器の検査、量目管理、保守点検、コンサルティング等を事業とし、適正計量の確保を図る。
- (2) 東京都計量関係手数料等徴収事務を受託し、実施する。
- (3) 東京都が実施するタクシーメーター装置検査業務について、港南検査場・深川検査場の検査補助業務を受託し、検査業務の円滑化に資する。
- (4) 計量器ユーザーへの情報提供、交流を図るとともに、消費者に対する計量教育の充実を図る。

2-5. 一般計量士の育成・確保への取り組み

はかりの検査等を円滑に実施し、適正計量を通じた地域社会の安心・安全確保を確実なものとするため、計量士の育成、確保に取り組む。

2-6. 計量に関する講演会、研修会、見学会等の開催

- (1) 内外の経済情勢、環境の変化に伴う経営、技術、計量行政等のテーマを時宜取りあげて講演会などを開催する。
- (2) 計量器コンサルタント研修会、計量情報講習会等を開催して知識の向上に努める。
- (3) 適正計量管理事業所等の見学会を開催し、知識の向上、視野の拡大に資する。

2-7. 計量に関する諸問題の調査、研究

- (1) 新時代対応型の検査、自主管理体制のあり方を研究し、次代の適正計量の維持、システムの構築に資する。
- (2) 部会活動等を通じて計量業界の実情を把握し、都区内計量事業者の発展に資する。

2-8. 関東甲信越計量団体連絡協議会（関プロ）への協力

同協議会の活動に積極的に参加するとともに、協議会会长、代表者会議の議長、事務局業務を引き続き継続し、活動を支援する。

2-9. 関係官公庁及び関係団体との協調、協力及び交流

東京都計量検定所、経済産業省、国立研究開発法人 産業技術総合研究所をはじめとする関係官庁及び団体と連携を密にし、協調、協力して「計量の安全」の前進を図る。

2-10. 委員会、部会活動

次の委員会等によって、事業の実施及び事業運営の提案を行うとともに、部会では業界共通の課題等について協議し、意思の疎通を図る。

運営委員会

広報誌編集委員会
出前計量教室意見交換会
ジュニア計量学校企画委員会
都民計量のひろば実行委員会
関プロ東京大会 2026 企画委員会（新設）
講演会・研修会・見学会等企画委員会（新設）
計量管理研究部会
タクシーメーター部会

2-1-1. 表彰及び表彰候補者の推薦

東京都計量協会会长表彰、叙勲・褒章、経済産業大臣表彰、東京都功労者表彰、関東甲信越計量団体連絡協議会会长表彰等の基準適合者を関係機関に推薦し、会員事業者の振興に資する。

3. 上記事項のほか、本協会の目的を達成するために必要な事業及び業務を行う。